

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教職課程運営委員会
目的：	全学的に教職課程を実施する中核組織。学長の諮問に応じて、教員養成に関する以下の事項を審議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教職課程設置の基本方針に関する事項 ・教職課程の編成ならびに適切な運営に関する事項 ・教職課程の質の維持・向上に関する事項 ・教職課程の自己点検・評価に関する事項 ・教職課程に関わる情報の公表に関する事項 ・教職支援センターの事業計画および運営に関する重要な事項
責任者：	全学教育機構長
構成員(役職・人数)：	委員長：全学教育機構長、 副委員長：委員の中から委員長の意見を聴いて学長が任命した者 1名、 委員：教務部長、 教職支援センター長、 教職支援センター員の教授、准教授、講師または助教の中から全学教育機構長の推薦により学長が任命した者 若干名、 教職課程を有する各学部学科の教授の中から学部長の推薦により学長が任命した者 各学科1名、 全学教育機構課長
運営方法：	委員会の議事定足数は委員の3分の2以上の出席。委員会の庶務は全学教育機構で取り扱う。

②

組織名称：	教職支援センター
目的：	本学の教育目的に従い、教職課程および教員養成に関する教育と研究を推進するとともに本学における教員養成に関する課程を運営し、教職を志望する本学学生および卒業生の学修・就業支援を行う。
責任者：	教職支援センター長
構成員(役職・人数)：	教職支援センター長、 教職支援センター主任、 センター員(各学部の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目および各教科の指導法を担当する専任教員) 7名、 全学教育機構の事務職員 3名

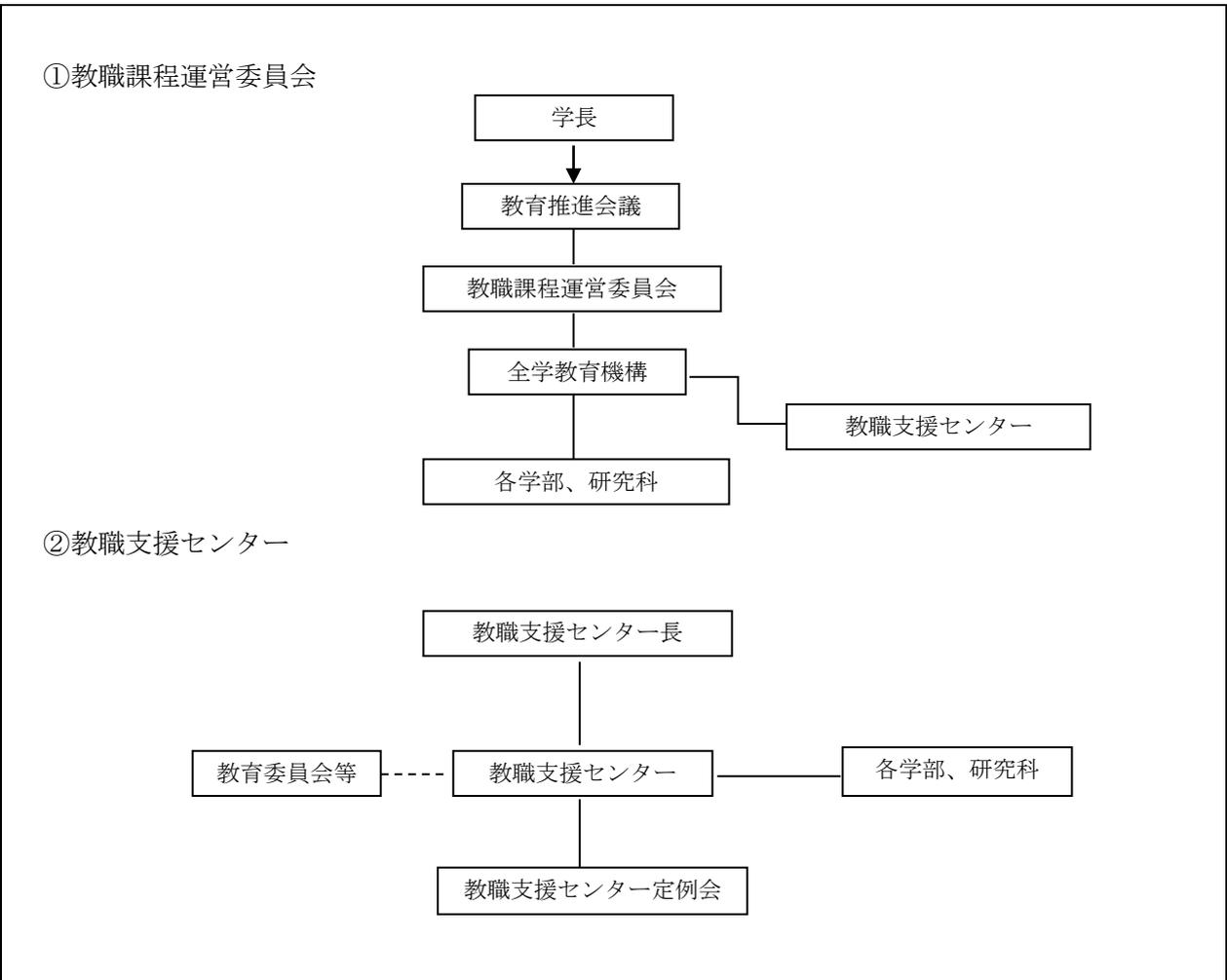
様式第7号イ

運営方法： 教職課程を実務的に運営し、直接的な学生指導全般を行うとともに、学科や専攻、また教育委員会等との連絡調整を行う。具体的には、

- ・教育職員養成に関する教育の推進および質保証に関すること
- ・教職課程の授業計画および運営に関すること
- ・介護等体験の指導に関すること
- ・幼稚園・小学校免許取得プログラム生の学修支援に関すること
- ・教員免許申請に関する学生および卒業生の相談および指導に関すること
- ・教員を志望する学生の社会貢献活動への取組支援に関すること
- ・教科書等の図書および教育関連資料の収集と提供に関すること
- ・教職スタディールームの管理に関すること
- ・本大学出身教員との連携に関すること
- ・各教育委員会との連携に関すること
- ・教員採用試験等、教員採用にかかる就業支援に関すること
- ・教職課程の自己点検・評価に関すること

構成員で月1回程度定例会を実施して情報共有を図るとともに、発生する諸問題について対応する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

寝屋川市・枚方市教育委員会の協力のもとに、教職実践演習（養護教諭）の授業で大学近隣の公立小学校・中学校の学校見学を実施している。当日は、授業を見学した後に学校のおかれている状況、教科指導・生徒指導・進路指導などについて講話いただいている。実施にあたっては、教職支援センター教員が見学する各小学校・中学校と事前に打ち合わせを行うとともに、見学当日も学生を引率しており、こうした機会に小学校・中学校の現場の意見を聴いている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 地域連携教育活動（大学が独自に定める科目）

連携先との調整方法： 大学近隣の小学校・中学校に学生の受け入れ依頼を行い、教職支援センターで受け入れ人数や内容等について取りまとめている。教職支援センター主任が窓口となり先方とやり取りをするのに加え、学生の活動先が決まってからは教職支援センター教員が1人につき1校以上を担当し、学生たちへの助言等を行っている。

具体的な内容： 大学近隣の小学校・中学校で教育現場の教育補助、課外活動を幅広く体験し、自己の適性を把握する機会を持ち、人間的成長や社会意識の向上を目指す。活動内容は、授業運営補助、「総合的な学習」の補助、学校行事運営補助、クラブ・サークル活動の補助、図書室運営の補助、放課後学習の補助などを組み合わせ、大学授業の空き時間を利用して年間を通じ週1回90分を行っている。

III. 教職指導の状況

教職支援センターにおける教職協働のもとで、学生への各種指導を行っている。履修要領、養護実習、教員免許状申請などの各種ガイダンスにおいては、教育的な観点からの指導を専任教員が、手続きや留意事項等については事務担当者が説明を行っている。履修指導は主に全学教育機構の事務担当者が行うが、専任教員でも対応できるようにしている。

また、随時、養護に関する科目の担当教員と教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員が情報交換・意見交換を行っており、学生指導体制の向上の材料としている。